

京都市上下水道局告示第32号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第3号の規定に基づき告示します。

令和5年8月23日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都府京都市右京区西京極堤外町1番地の7
有限会社ミツケン
代表取締役 清水 裕也

2 変更事項

(代表者の変更)

奥村 賢三 から 清水 裕也 に変更

(上下水道局下水道部管理課)